

河川法の本質に就いて

※ 矢 野 道

最近に於ける各國水法の頻々たる改正は、河川に依存する社會情勢變革の實相をそのまま傳えて剩すところが無い。治水本位より利水本位への移行—これが近代河川行政の中心的題目である。

こうした情勢の中に新たに生れて來た河川法は恵まれてゐる。尠く共その立法思想の中に、將來に於ける水の經濟的意義の擴張に就き一應の見透しはついてゐる筈であるから。然し乍ら滿洲建國は新らしく、民度を基調とする一般社會情勢は、必ずしも先進國のそれと一致しない。河川を中心とする國民經濟生活に就ひても同様のことが言へると思ふ。

制度は國民と共に歩み、國民と共に進歩を遂げてこそ最も新しいものと言へる、徒らなる新制度の模倣は制度そのものを殺し、又國民さへも餓死させてしまふ。

これだけのことは是非言つて置きたい。

河川法を貫く基本思想は治水を根本とした河川經濟の昂揚に在る。この思想を覆つて河川制度の骨格が經となり緯となつて組み立てられてゐる。

河川法は昨年十二月二十日公布を見、本年四月一日より施行された。本法五十五條施行規則七十四條に相當の内容は、現在の滿洲國の實情に照らし、少々荷の重過ぎる感が無いでも無い。然し問題の存するところは、そう言つた量的な方面に非ずして運用の問題に在ると私は見

たい。

由來、河川法は難解法律の一つとして定評がある、これは法の對照たる河川が自然物で、理論で割り切れない多くの特質を有してゐることゝ運用に當つて弾力性を持たせることの實際上の必要に基く結果に因るものであると思ふ。従つて河川法の解釋には學説が對立する、このことは河川法の運用をして益々混迷の淵に追ひ込むと共に、一面又多くの便益の存することも否み難い。

過渡期の滿洲に於て議論は禁物である。要するに法の精神に背かざる限り大陸と調和する運用こそ必然的條件であると、これが私の持論である。

以上は新河川法に對する私の所感である。

本稿に於ては河川法の理論的な説明はしない。河川の通念的な觀念及びその實體、河川の公共性、河川法の性質、その内容等に亘つて、主として本河川法の本質的な問題を捕へつゝ書き續けて見たいと思ふ。河川法に對する概念だけでも得ていただければ結構である。

第一 河川の意義

河川は我々の日常生活裡に於て極めて容易に觀察し得る自然形成物である。河川とは何を謂ふか、河川法はその第一條に於て河川法適用上の河川の意義を明らかにするのみで、河川夫れ自體が如何なるものであるかを明確にしない。

河川法運用上の便宜論としては、一應河川の觀念を明らかにして置く必要がある。而かもこれを定義づけるとすれば社會意識的にこれを構成する以外に方法は無い。

参考となるべき文獻に二つある。

その一つは近世水法の典型的なものとして著名なるプロイセン水法（前後二十餘年の日子を費やして一九一三年四月七日の法律として裁可公布された）でその第一條に水流の觀念を次の様に定めてゐる。

「水流トハ自然又ハ人工ノ河床ニ於テ、不斷若クハ時々地上ヲ流ルル水ニシテ、其ノ水ノ地上ノ水源及其ノ水ノ流出スル池沼湖其ノ他之ニ類スル水溜並ニ其ノ地下ヲ流ルル部分ヲ包含シタルモノヲ謂フ。

魚類ノ飼育保存其ノ他ノ目的ヲ以テ設ケラレタル湛水池ニシテ人工的設備ノミニ依リ水流ヨリ引水シ若ハ之ニ排水スルニ過ギザルモノハ水流ニ非ズ。

溝渠ハ所有者ヲ異ニスル數多ノ土地ニ於テ水ノ自然ノ疏通ノ用ニ供セラルルモノニ限り之ヲ水流トス。本法附録水流表ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外人工水流ノミノ流出スル湖沼ハ水流ニ非ズ。

工業用運河（水車用水路等）並灌漑用運河ニシテ水流ト認ムベキモノハ凡テ人工水流ト推定ス。

自然水流ハ之ニ人工的變更ヲ加フルモ自然水流タル性質ヲ失フコトナシ」

可なり精細に亘つて水流の觀念を定めた規定であるが、吾人の社會觀念上河川と認め難い池・沼湖或ひは伏流、溝渠等を立法上の特別の理由に基いて河川と看做してゐる點、又自然河

川と人工河川との區別を認めて居る點に於て本規定がそのままこゝに言はんとする河川の觀念に該當せざることは勿論である。

その二は明治七年太政官佈告第二十號「地所名稱區別」（土地の名稱及其の官有民有の區分を定めたるもの）の施行内規とも謂ふべき「地所名稱區別細目」の中で川の觀念を次の様に謂つてゐる。

「川ト稱スルモノハ水ノ兩地間ノ低所一縷ノ水路ヲ通ジ流レテ海ニ入ルモノナリ」

稍々吾人の觀る所に近いのであるが、尙この外に學者の説としては「相當ノ延長ヲ有スル地表ニ於ケル自然ノ水流ナリ」とか單に「地表ニ於ケル自然ノ水流ナリ」と言つてゐる人もある。

何れにしても我々は「其ノ水源ガ直接間接山岳ヨリ發スルト、平地ニ於ケル惡水ガ自然ニ低所ニ集マリテ發スルトヲ問ハズ又一時ハ涸渴現象ヲ呈シテモ原則トシテ不斷ニ地表ヲ流ルル水流」は之を河川と觀念する。

滿洲特有の尻無河川、沙河或ひは乾河等概ね季節的な涸渴現象に因つて生じた河川は、それが一定の河道を有し、河川としての効用を一應具備する限りは河川と觀て差支へない。

河川を分類して自然河川と人工河川と爲す説がある。

その説に従ふと自然河川とは自然發生的な河川を謂ひ、人工河川とは自然河川の水の快疏を計る爲に築設された一例へば放水路、分水路の如きものとするのである。然し乍ら自然河川に提防を築いたり、その河道の一部を付替えたからとて自然河川の本質は聊かも變らぬと同様に、自然河川に附設された放水路分水路の如き

ものを人工河川として、自然河川と對稱的に分類することは不適當である但しプロイセン水法第一條に於て見る如く、人工河川を特に自然河川と區別して法制上特殊の取扱を爲さんとする場合は別である。

河川は地表に於ける自然の水流である爲、自然の水流に非ざるものと區別せらる。例へば灌漑排水の便に供する爲設けられた用水路、悪水路、溝渠或ひは舟運の便に供する爲設けられた運河又は水力發電の用に供する爲設けられた貯水池等、謂はば特殊の目的を持つて人工的に施設されたものはそれが公法上の制限に服するや否やは別個の問題として河川とは謂はない。又水流に非ざる港灣、池、沼湖の類も、これも公法上の制限に服するや否やは別個の問題として河川とは謂はない。地下を流る、所謂伏流に就ひても同様である。これ等のものが公法上の制限に服する場合法律は往々にして「水面」なる語を使用する。河川法第六條に所謂水面もこれと同義語である。

第二 河川の實體

河川の實體は流水と敷地とより成る統一體である。即ち其の一を缺ぐも河川は存在し得ない。勿論一時的に流水が涸渇するとか、或は一時的な氾濫に因つて敷地が擴がることがあつてもこれは河川が自然形成物である關係上必然の現象であつてこの一時的な現象に因つて従前の河川の實體に變更を來すわけのものでは無い。

河川が流水と敷地とより成る統一體であると云ふ考へ方は河川法を讀む場合に特に注意する必要がある。例へば河川法第二十一條は「河川を占用セントスル者ハ管理官署ノ許可ヲ受ク

ベシ」と言つてゐる。此の場合の河川は勿論統一體たる河川を謂つてゐる。さりとて流水と敷地を同時に占用する場合に限り許可を受けよとの意味では無い。勿論この場合も許可を要するのであるが、敷地のみを、流水のみを、水面のみを（この場合の水面は河川と對稱的に使用する場合の水面の意味では無く、流水の表面の意味である）個別的に占用する場合も、河川の一部の占用に外ならぬが故に、當然本條に依つて許可を受けよとの意味である。河川敷地を貯水場に利用する、引水管を突き出して流水を引用する、水面に浮棧橋を施設する等の如きは、その個別的占用の例であらう。

第三 河川の公共性

河川は國民經濟生活の源泉たる地位を有する反面に於て又その經濟生活を破壊に導く悪い一面を有する。これを私は「河川利害の雙面性」と云ふ言葉で表現する。即ち水餘れば幾多の貴重なる人命、財産を沖流し破壊する。水涸るれば河川に依存する人類の經濟生活は一切停止さる、即ち害面性である。その反對に河川は利用すればする程産業工業、鑛業、交通各部門に亘つて無限の資源的効用を包含する、即ち利面性である。

この雙面性が國民の社會生活に對する關係を抑へて、法學上「河川の公共性」と呼んでゐる。更に公共性を分折して公害性と公利性となすこと、河川利害の雙面性に照準して固よりである。

河川法の適用を受くる河川は公共性を有する河川に限られる（河川法第一條参照）公共性を有せざる河川が河川法の對照となると云ふこと

は意味を爲さぬからである。山間に出でて沙漠に消ゆる河、沙漠に出でて沙漠に消ゆる河等凡そ人類の社會生活に關係の無い河は例へば財産的な觀點より國有財産法の適用を受くることはあつても河川法としては全然與り知らぬところである。

河川法を貫く基本思想は治水を根本とした河川經濟の昂揚に在るとは既に述べたところであるが、將に河川法は河川の公害性を除去して國民經濟生活の消極的維持を計る。(これを河川法の治水的目的と謂ふ)と共に、その公利性を増進せしめて、國民經濟生活の積極的發展を計る(これを河川法の利水的目的と謂ふ)を以て法の理想とするのである。

従つて河川法適用河川の認定標準は河川大小のその形態上の特徴にこれを置くことは出来ぬ。どんな小さな河であつても公共性を有する限り河川法適用上の資格を有するものと解さねばならぬ。而して公共性判定の具體的標準は(イ)水害を惹起する河川(ロ)航行河川(ハ)水利的經濟價值を有する河川(ニ)沿川文化の發達する河川(ホ)國境河川(ヘ)軍事上の要求に基く河川等に就き爲さるゝを普通とする。

本邦河川法は公共性の程度に依り國內河川を三段階に分別し、夫々法制上の取扱を異にする。

即ち公共性特に重大なる河川に對しては河川法はそのまゝ全部適用されるが、公共性普通なる河川に對しては、河川法中の取締規定を中心とする一部規定が準用される。而して公共性なき河川に對しては全然河川法の適用も準用も無い譯である。

第四 河川法の性質

(一) 河川法は我が國河川制度の基礎法たる地位を有す

從來我が國の河川制度は民國十九年四月公布の民國河川法の思想を援用して法理上の解釋に資すると共に、實際的には康徳三年一月に制定を見た民政部令河川取締規則を運用して過渡期の情勢に對應して來たが、最近の本邦河川行政の實質的發展は到底これ等の暫行的制度を以てしては、その要求に應じ難きに立ち到り、こゝに新河川法の制定を見たわけである。勿論新河川法施行の曉は現行河川取締規則は廢止せらるる。

従つて本邦に於ける河川法規としては本法が唯一のものであり、本法に基いて多くの附屬法規(命令)が中央、地方を通じて枝葉を張つて行くわけである。河川を中心とする交通法規一例へば河川航運業法、内河航行規則等は、立法上の對照が河川自體に在るのでは無い。従つて茲に謂ふ河川法規では無い點に就き特に誤解無い様に願ひ度い。

(二) 河川法は河川の公共性保全法規なり

この點に就ひては既に河川の公共性の項で述べた通りである。唯こゝで言はんとするは河川法を目して普通に河川の保全法規と謂はるゝ點に就ひてである。

河川法を目して河川の保全法規と謂ふは河川法の直接支配の對照が河川に存することを、その見地に於て謂つたまでであつて河川法は決して河川有るが爲に或ひは河川が國有であるが爲にこれを規制しようとするのでは無い。

河川工事を施行し、又河川の利用制限を行ふ

河川法上の行爲又は處分は、決して河川を國有財産的な立場に於て觀察し、これを爲すのでは無く、河川の公共性保全上の要求に基いて爲すのであつて換言すればこれ等の行爲又は處分は公物たる地位に於ける河川の管理行爲として爲すのである。

この意味で河川法を河川の公共性保全法規なりと謂ふも間違ひで無い。

(三) 河川法は治水法的特質を有す

河川は自然の形成物である。従つて季節的には涸渴し、又溢流し、多種多様に亘る經濟被害の原因たる特質を有する。

その流水を不斷に亘つて調整し、洪水被害を防止することを以て治水と爲し、河川の利用を促進する方面を捕へて利水と爲すと對稱的な意味を持たせる。

河川行政は即ち治水行政とその範疇を同じくする。従つて河川行政の體型を樹てようとする河川法が全文治水思想で覆ひ盡くされてゐることに不思議はない。

河川の利用は治水的目的を阻碍せざる限度に於てのみその可能性が認められる。河川利用の限界がそこに定まる。例へば河川法がその第三章を「河川ノ使用及河川附近ニ關スル制限」と消極的な表現方法を用ひてゐるのもこの意味に稱し外ならぬ。

この考へ方は治水を一應考慮外に於て河川を利用する行政部門と常に對立する、制限を加へられては利用が自由に出來ぬからである。この宿命的な對立は、河川利害の雙面性に對應する定に宿命的對立である。この對立を避ける爲には治水部門と利水部門とを一つの行政部門に收めよと説く人がある。然し假に一つに收まつて

もそれは單に形式的な方面だけであつて、この主義的な對立がそれで解消するとは簡單に考へる譯には行かぬ。

果してこの對立は本質的なものかどうか。河川は物である。「壞れた椅子は修繕して坐り心地が良い」この思想の中に、この對立の解消する道理が暗示されてゐると私は考ふる。河川法は謂はば壞れた椅子を修繕し坐り心地を良くしようとするのである。そして修繕した椅子が再び壞れない様にこれを番するのである。誰が(利用各部門)この椅子に座つて心地良さを味はふかは河川法の直接與り知らぬところである。

河川法が河川經濟の昂揚に貢獻すると謂ふは、その利水的効果の必然的な方理を謂つたのであつて—換言すれば河川法の第一義とする治水目的が經濟資源としての河川の地位を確保することを謂つたにとゞまる。

河川法の實施に依つて期待し得られん、と爲す水利經濟的効用は常に治水的効用に隨伴する從屬的な立場からのみ觀察し説明されるのである。

(四) 河川法は公物法規なり

河川は法學上自然公物とされる。これは河川が國又は公共團體等の行政主體に依つて直接公共の用に供せらるべき社會的効用を有し、而かも道路、公園等の如く人爲的に造築されたもので無いことを言つたのである。

従つて河川法が公物法規として典型的な法律構成を有してゐることは、他の公物法規たる道路法或ひは港灣法等に就ひて見ると同様である。即ち第一章に於ては公物たる河川の成立及びその國法上の地位を明確にし、第二章に於ては公物たる河川の管理を規定に第三章に於ては公

物たる河川の使用に就き制限規定を設け、第四等に於てはその管理費用の負擔區分並に收入に關する規定を設くる等これ等の法律構成は公物法規として最も普通なものである。

(五) 河川法は公法上多くの特色を有す法に私法と公法との區別あるは周知の通りである。その區別の大體の標準を念の爲掲ぐれば左の通りである。

(イ) 利益説では公共の利益を保護する法を公法と爲し、私人の利益を保護する法を私法と爲す。

(ロ) 主體説では國家其の他の公共團體相互間の關係又はこれ等のものと、私人との關係を規律したる法を公法とし私人對私人との關係を規律したる法を私法とす。

(ハ) 法律關係説では權力關係を規律したる法を公法とし、非權力關係を規律したる法を私法とする。

その何れの説に従ふも河川法が公法に屬することは明瞭である。

河川法がその内容に強權的な規定を多く含むことは斯種行政法規中他に類例を見ざる程である。これは河川法の立法思想が今日の言葉で言へば全體主義的な基礎に立つてゐる關係上止むを得ない所である。一、二の例を引用して見ると河川區域の設定(第二條)河川附近地の區域の設定(第八條)の規定の如きは河川の國有を定めた規定(第三條)河川附近地に於ける行爲制限及び受認義務を定めた規定(第二十二條、第二十四條)等と引き合せて考ふる時は、實に私權に重大な影響を持つ事が理解出来る。又沿岸立入其の他の處分に關する規定(第二十六條)災害時に於る緊急處分に關する規定(第二十七

條)の如きも如何に廣汎な物的人的、公用負擔を課したる規定であつて、その運用を一步誤る時は重大なる人權侵害問題の起り得る余地は多分にある。勿論民有地が河川敷地の設定處分に依つて國有化した場合、或ひは第二十六條、第二十七條の如き場合に於ては法律夫々補償の制度を設けては居るものの、如何に完全な補償と雖も、尙償はれざる部分有るを如何にせんやである。この點は特に法運用者の研究に俟つ所多きものがあらう。

補償制度の外に私權救濟制度としては訴願を認め尙補償金額の裁定に就いてのみ法院出訴權を認めてゐるだけである。

我が國に於てはまだ行政訴訟制度が認められて居ない。従つて河川法を全體的に通覽する時は、その強權的な規定の多きに反して、私權擁護制度に於て聊か缺くるが如き感あるを免れぬ。然しこれも過渡期に而しての不備とあらば止むを得ぬ所であらうが、この制度の不備は結局は運用者の不斷の準備に依つて補なつて行くより外に途は無い。如何に完全な法と雖も、法に運用される者の手にかゝつては、その理想は達成されぬ法を運用する者に依つてこそ、不完全な法と雖も克くその理想を活かすことが出来ると思ふ。河川法に於てこそ尙一層この自覺は必要であらう。

第五 河川法の大要

(一) 河川法適用の範圍

河川法は國內河川の全部に適用せず、交通大臣に於て公共の利害關係上特に重要なりと認定したる河川に就ひてのみその適用がある。

(河川法第一條) 適用河川又は認定河川と謂

ふ。

河川法の適用無き河川にして、公共の利害關係者に次ぎ重要なもの又は水面に対しては交通部大臣の定むる所に依り河川法の一部を準用する。(河川法第六條、同施行規則第五條)準用河川と總稱する。

適用河川(認定河川)及び準用河川以外の河川は、普通河川又は自由河川と謂はる。その規制關係は直接河川法とは無關係な立場に於て別個に爲さる。

(二) 河川の所有權

河川法の適用ある河川は總べて國有に歸屬す(河川法第三條)河川法を準用する河川又は水面は必ずしも國有たるを要せず但しこれ等のものを他の法律關係に於て國有たらしむるや否や別問題である。

日本河川法、民國河川法は河川の無主物說(種々學說が對立するも無主物說が通說である)を採用してゐると趣を異にする。

(三) 河川の管理

河川法の適用ある河川にして交通部大臣の特に指定する河川は交通部大臣が自ら管理する(河川法第十一條第一項)これを直轄河川と謂ふ。

その指定を爲さざる河川は省長が管理する(河川法第十一條第二項)これを地方河川と謂ふ。

河川法の準用ある河川又は水面(準用河川)は總べて省長が管理する。その法的根據は河川法施行規則第五條中に於て河川法第十一條第二項が準用されてゐる點に在る。

河川法がその條文中に於て管理官署と謂ふはこの地位に於ける交通部大臣及び省長を指して

言つたものである。

日本河川法及び本邦現行河川取締規則が原則として縣或ひは省等の地方官署を以て河川管理機關としたのと稍々趣を異にする。

(四) 河川の工事及び維持の施行

河川の新築改築修繕に關す工事を總括して河川法は河川の工事と謂ふ(河川法第五條)

河川の工事及び維持は、交通部大臣の管理する直轄河川に在りては交通部大臣に於て、省長の管理する地方河川、準用河川に在りては省長に於て施行の義務を負ふを原則とする(河川法第十二條、同施行規則第五條)

この原則に對する例外としては左の如き場合がある。

(イ) 管理官署が特別の事由に基き河川の直接利害關係者をして河川の工事又は維持を施行せしむる場合(河川法第十三條)

(ロ) 管理者官署以外の公共團體又は私人が管理官署の許可を受けて河川の工事又は維持を施行する場合(河川法第十四條)

(ハ) 工事又は維持の受益關係に基き、管理官署が河川の附屬物の工事又は維持を受益者に命ずる場合(河川法第十五條)又は管理官署が他人の工作物の工事若くは維持を施行する場合(河川法第十六條)

尙河川の附屬物は河川と看做されてゐる

(河川法第四條第二項)

(ニ) 工事施行の原因の所在に基き、管理官署が河川の工事を他人に命ずる場合(河川法第十七條)又は他人の工事を管理官署が施行する場合(河川法第十八條)

(五) 河川費用の負擔

河川に關する費用(河川法第二十八條、第二

項、同施行規則第四十七條)は直轄河川に要するものは國庫に於て、地方河川、準用河川に要するものは省地方費に於て負擔するを原則とする(河川法第二十八條、同施行規則第五條)

この原則に對する例外としては左の如き場合がある。

(イ) 管理官署に非ざる公共團體又は私人が許可を受けて施行する河川の工事又は維持に要する費用は、その者の負擔とする(河川法第二十九條)。尙この場合には國庫又は省地方費より補助を爲し得る途が開かれてゐる。

(ロ) 管理官署に於て施行する河川の附屬物又は他人の工作物の工事若くは維持に要する費用の一部を他人に負擔せしむる場合(河川法第三十條第一項)

管理官署に於て施行する河川の工事又は他人の工事に要する費用の一部を他人に負擔せしむる場合(河川法第三十條第二項)

(ハ) 管理官署に非ざる公共團體又は私人に於て施行する自有工作物又は河川の附屬物の工事又は維持に要する費用の一部を國庫又は省地方費に於て負擔する場合(河川法第三十二條第一項)

管理官署に非ざる公共團體又は私人に於て施行する自己の工事又は河川の工事に要する費用の一部を國庫又は省地方費に於て負擔する場合(河川法第三十二條第二項)

(ニ) 特別の事由に基き管理官署に非ざる者が命ぜられて施行する河川の工事又は維持に要する費用の一部又は沿川居住者の受忍義務として施行する砂防施設に要する費用の一部を國庫又は省地方費に於て負擔する

場合(河川法第三十三條)

(ホ) 直轄河川の工事費の一部を關係省地方費に分擔せしむる場合や地方河川の工事費の一部を國庫より補助する場合(河川法第三十四條)

(ヘ) 地方河川の工事費及び維持費の一部を受益する他の省地方費に分擔せしむる場合(河川法第三十六條)

(ト) 省地方費に於て負擔義務を負ふ河川に關する費用の一部を更に管内公共團體に轉嫁せしむる場合(河川法第三十五條)

(六) 河川収入の歸屬

河川より生ずる生産物の採取料金、占用料金、使用料金共の他の河川収入は直轄河川にかゝるものは國庫の収入とし、地方河川、準用河川にかゝるものは省地方費の収入とするを原則とする。その例外としては直轄河川にかゝる河川収入でも、その河川の常時に亘る修繕又は維持を省地方費に命じたる場合に於ては、河川収入は國庫に歸せず省地方費に歸する(河川法第三十九條)

(七) 河川及び河川附近地に關する制限
河川に直接利害關係を有する工作物を新築、改築、變更、除却し、又は河川の區域内より河川の生産物を採取し、或ひは河川を占用する等の行爲を爲す場合は、管理官署の許可を要する(河川法第二十條、第二十一條)

蓋し右の如き行爲は適當なる條件の下にこれを行はしむるに非ざれば河川の保全上障碍あるが爲である。

尙工作物の新築、改築、變更、除却、樹木の栽植伐採、地形變更等の如き行爲は河川外と雖も、これを爲す時は河川の効用を妨ぐる場合多

きに鑑み、直轄河川及び地方河川に在りては管理官署に於て設定したる一定の河川附近地に於て、これ等の行爲を爲す場合は管理官署の許可を要することとなつてゐる（河川法第二十二條

右の外河川保全の爲必要なる制限は交通部大臣に於て定むることとし（河川法第二十五條）これを河川法施行規則に譲り、河川内に於ける流木、流筏又は河川の衛生上有害となる行爲、河川の深淺に悪影響を及ぼす行爲等を爲す場合に於ても許可を受くべき規定（河川法施行規則第四十二條）絶對禁止の規定（同上第四十三條）及び河川工事の爲又は河川保全の爲必要ある場合は河川の使用を停止又は制限し得る等の諸規程（河川法第四十五條、第四十五條）を設けてゐる。

以上の制限規定は河川附近地に關するものを除き全部準用河川に適用される（河川法施行規則第五條）

（八） 沿岸立入其の他の處分

直轄河川又は地方河川（準用河川を除く）の調査又は工事の爲必要ある時は、管理官署は河川沿岸の土地に立入り、其の土地を一時材料置場として使用し、又已むを得ざる場合はその土地に現存する工作物其の他の障害物を變更又は除却することが出来る（河川法第二十六條）。沿岸と謂ふは河川附近地をも包含したる社會通念上の河川附近の土地の意である。

準用河川に關しては本規定は適用されないもので、これ等の行爲は行政上の處分としては出来ない、原則的には相手の同意を得て遂行出来るのみである。但し行政上の處分として遂行する必要がある場合を豫想して本規定を準用河川に適用する方法は準備されてある（河川法施行規則

第五條第二項）

（九） 洪水時の應急處分

直轄河川及び地方河川に於て洪水時に於て緊急止むを得ざる場合は、管理官署は洪水防禦の應急措置として沿岸の居住者を使役し、沿岸の土地、家屋其の他の工作物を一時使用し或ひは障害物を變更除却し又は沿岸の土砂、木材其の他の防水上必要なる物件を使用、收用し、これ以外にも直接夫役を命じ或ひは地方團體に命じて物件、夫役を提供せしむることが出来る（河川法第二十七條）

本規定は準用河川には適用されない。河川法施行規則第五條第二項に依つて準用することが出来るや否やに就ひては消極的に考へない。それは準用河川の河川法上の地位に鑑み、本規定の如く公用負擔の範圍極めて廣く、且民權の基礎に重大なる影響を有する規定は、例へば河川法第三十三條（河ハ之ヲ國有トス）の規定が準用され得ざる特別の理由を有すると同様に命令に依つて準用すること得ざるものと解しない。従つて本規定を準用河川に適用する爲には直接法律の明文あるを必要とする。

この點は前號沿岸立入其の他の處分に關する規定第二十六條と稍々趣を異にする。

（十） 補 償

河川法に依る處分に因り過失無くして損失を蒙る者に對しては概ね補償することになつてゐる。（河川法第四十三條、第四十四條）

河川法上補償を爲す場合は左の通りである。

（イ） 河川區域の設定處分（河川法第二條）

に因り損失を受けたる場合

（ロ） 沿岸立入地其の他の處分（河川法第二

- 十六條) に因り損失を受けたる場合
- (ハ) 洪水時の應急處分(河川法第二十七條に因り損失を受けたる場合
- (ニ) 公益の爲にする許可の取消、効力の停止、條件變更工作物の變更改築除却、原狀回復、設備の命令等の各處分(河川法第四十一條) に因り損失を受けたる場合
- (ホ) 従前保護せられたる土地が河川の工事の爲損失を生じたる場合(河川法第四十四條)

損失補償の原則的な範圍につき、河川法施行規則はその第五十六條に於て(損失ノ原因タル處分又ハ行爲ニ因リ通常生ズベキ直接ノ損害ニ付テノミ之ヲ爲セ)と言つてゐる。何が通常生ずべき直接の損害なるかに就ひては個々の場合につき補償處分を爲す管理官署の主觀的な判斷に俟つより外に方法は無い。

(十一) 訴 願

河川法又は河川法に基きて發する命令に依り交通部大臣又は省長の爲したる處分に不服ある

者は訴願することが出来る。(河川法第四十七條) その手續は訴願手續法の定むる所に依る。(河川法施行規程第六十六條)

(十二) 訴 訟

補償を受くる者がその金額につき不服ある場合は、訴願に依り裁決を求めることが出来るが、尙その裁決に不服ある場合は一定の期間内に法院に出訴することが出来る。(河川法第四十八條)

(十三) 罰 則

河川法違反に對しては、違反事項の輕重に従ひ二年以下の徒刑又は二千圓以下の罰金、拘留若くは科料の範圍内に於て適宜三種に分割し規定が設けられてゐる。(河川法第四十九條乃至第五十一條)

以上はほんとうの河川法の走り書に過ぎない、本稿提出日切迫の爲再讀検討の暇あらずで、その詳細は別の機會に俟ちたいと思ふ。

(康徳六 四 二二日)

人 と 野 猿 の 長 期 戦

— 野 猿 の 砂 防 工 妨 害 —

富山縣黒部奥山の砂防工事場へ野猿部隊が大襲來して工事妨害、人と野猿の珍長期戦がはじまつてゐる。大阪營林局では宇奈月温泉から約6 軒距つた黒野川上流の野坊瀬谷において去る5 月末から人夫60 餘名を使用して砂防工事に着手し10 月中旬竣工の豫定で工事を急いでゐるが、この工事物附近へ8 月初めから野猿部隊が木の實あさりに出沒するやうになつた、毎日3 隻回、多い時は2.30 匹も大襲して襲來し數十米の斷崖上を跳び廻りこのため岩石が落下し工事場では危険で仕事を手につかず閉口してゐるがなにしろ斷崖で近寄れないうへ禁獵區で撃つことも出来ないのではたゞ一同が大聲を張りあげて威嚇につとめ追つ拂ふことゝしてゐるが、餘り頻繁に出沒するので、これでは工事の進捗に障礙を來すとすつかり悲鳴をあげ人と猿の長期戦よろしく對峙をつゞけてゐると云ふ。